

子どものQOLを高める会 会則

(名称)

第1条 本会は、子どものQOLを高める会（以下、本会）とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、当分の間、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、子どもの権利を保障し、子どもがすくすくと成長できるまちづくりを目指す。そのために、多様な側面から子どものQOL（生活の質）を高める取り組みを行う。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会の実施
- (2) 研究・研修の推進
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要とされる事業

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、役員会の承諾を得た者を会員とする。

(役員)

第6条 1 本会の事業を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 庶務会計 1名

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 事務局長は、本会の会務の執行を担う。

5 庶務会計は、本会の会計等を担う。

(設立年月日)

第7条 本会の設立年月日は、令和4年3月3日とする。

(附則)

1 本会則は、令和4年4月1日から施行する。